

JICA (PC) 第2-06001号
平成 18 年 2 月 6 日

環境社会配慮審査会
委員長 作元 直行 殿

独立行政法人 国際協力機構
理事 小島 誠二

環境社会配慮審査会への諮問について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき下記事項につき諮問いたします。

記

1. 件名

諮問第 4 号「カンボジア国第二メコン架橋建設計画調査」ドラフトファイナルレポート

2. 諮問事項

レポートにおける環境社会配慮関連事項の記述について

以 上

平成18年 5月 8日

独立行政法人 国際協力機構
理事 黒木 雅文 殿

環境社会配慮審査会
委員長 作本 直行

諮問第4号に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき、諮問第4号「カンボジア国第二メコン架橋建設計画調査」ドラフトファイナルレポートについて、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

以 上

コメント

1. 本調査の参考事例としての活用について（提案）

本調査では、代替案の重み付け自体の評価を含めてステークホルダー協議を行ったこと、社会的影響評価において派生的な要素なども含めて評価したこと等のグッドプラクティスを行っていることから、本調査を、環境社会配慮ガイドラインの運用の参考事例として活用し、他の事業への適用を図ること。

また、本調査で行った環境社会配慮が事業化の際に実現されるよう、今後の動向をモニタリングすること。事業化に際しては、ドラフト・ファイナル・レポートの記載どおりに、交通需要予測の精度を勘案し、事業実施主体である公共事業運輸省が今後数年の交通量モニタリングを実施し、その結果をふまえてプロジェクトの適切な着工時期について検討する必要がある。JICAとしては、本開発事業の手法を今後の開発調査に活用すると同時に、この勧告に対する事業実施者の対応についてフォローし、適宜環境社会配慮審査会にも報告されたい。

2. 環境社会調査における人体・健康への影響の表現について（要求）

「5. 7. Natural Environment」を「Impact on Human Health and Safety as well as Natural Environment」に変更すること。

3. スコーピングの表示について（提案）

Scoping of EIAを示す表において、IEEの評価を建設段階と運用段階に分割して示すことを検討すること。

4. 絶滅が危惧されるカメの保全について（要求）

絶滅が危惧されるカメの保全が橋梁建設によって促進される可能性を示唆している部分につき、その理由を明記すること。

5. 絶滅が危惧される魚類への影響について（要求）

絶滅危惧種とされる Mekong Giant Catfish を含む魚類への影響について、以下の点を追記すること。

「本件橋梁周辺において魚類に対する悪影響が生じていないかどうかにつき、今後も（橋梁建設期間中及び建設後においても）更に調査を継続し、仮に悪影響が生じている場合にはそれを回避・軽減するための適切な措置を講じること」

6. 大気汚染に関する影響について（要求）

供用開始後の大気汚染に関する影響について、CO₂ 以外についても記載すること。

7. InundationとSubsidenceに関する影響評価について（提案）

‘7.3.3. Impact Prediction Study’において、Inundation とSubsidence に関する影響評価を具体的に記述すること。

8. 地域経済のベースライン情報について（要求）

- ・地域経済のベースライン情報の中で所得分布についても言及すること。
- ・‘7.4.2 (2) Impacts on Local Economy’において、メコン川とFlood Free Zone 予定地における漁業（非営利、生活用のものを含む）に対する影響と、それに伴う地元住民の所得など地元経済への影響にも言及すること。
- ・‘7.4.2 (3) Utilization of Land and Local Resources’において、Flood Free Zone を維持するために排水事業など追加的な事業の継続の必要性について記述し、カンボジア当局側（Ministry of Public Works and Transport: MPWTなど）の対処能力についても言及すること。

9. 派生的・累積的な影響について（要求）

橋の建設が木材の輸送を容易にし、間接的に非合法伐採の増加を招く可能性について記載すること。

10. 人の移動が与える影響について（要求）

Social capitalへの影響評価において、人の移動性の増大がもたらすコミュニティへの影響（長期的な、とりわけ教育を受けた若年層の流出など）についても言及すること。

11. Mitigation Measures for Social Environment について（提案）

- ・Mitigation Measures for Social Environmentに係る表(Table 7.4.51 及びTable 7.4.52)において、現段階で予想される障害、課題点についても記載すること。
- ・「道の駅」提案の実現可能性に関するカンボジア政府側の意向についても記載すること。
- ・「道の駅」の必要性・実現可能性に関する車両運転手を対象とした調査については、サンプル数が少ないので、車種等でまとめて記載すること。
- ・設置が予定される「道の駅」において、小規模商人の商業機会を確保するための具体策（例えば、集客力を増強する方策等）を講じる必要性及び本件橋梁建設により失業又は減収を余儀なくされる小規模商人に対する対応策（例えば、職業斡旋システムの確立等）を講じる必要性を指摘すること。

12. フェリー関連労働者の失業対策について（提案）

フェリー関連労働者の失業対策に関し、‘(2) Smooth Transfer and Training Programme 11. Neak Loeng Ferry Staff’ の項目に、以下の内容を追加すること。

「フェリーの廃止により失業する者が新しいフェリー運行場所で労働することを希望する場合には、MPWT が優先的に同人を同場所で雇用する。また、新しいフェリー運行場所が遠隔地にありかつフェリー廃止により失業する者がその場所での労働を希望しない場合には、他の職業を斡旋すること。」

13. 影響世帯数の説明について（提案）

代替案検討段階の後、選定されたルート A の影響世帯数が当初の 51 世帯から 260 世帯に増加した理由を明記すること。また、それが、代替案の選定結果に影響を及ぼすか否か検討し、影響を及ぼさないと判断されるときにはその理由を記載し、影響を及ぼすと考えられる場合は対処方法を提案すること。

14. Project Affected Peoples (PAPs) 等の定義について（要求）

社会影響の「PAPs by Types of Vulnerability」と移転部分のPAPsとの関連を明確にするとともに、PAP、Project Affected Individuals、Indirect affected people 等の用語の定義を記載すること。

15. 国道 1 号線の経験の記載について（要求）

住民移転に関して、国道 1 号線の経験についても記述すること。その際、ADB が融資した国道 1 号線（C2 区間）の改修事業では以下の諸点が指摘されていることに留意すること。

- ・当初合意していた住民移転計画に沿った形での移転が行われなかったこと。
- ・Inter-ministerial Resettlement Committee (IRC) の住民や関連機関とのコミュニケーション体制が十分でなく、IRC に対して住民、NGO 等からの批判があったこと。
- ・補償単価の割引、未払いが生じたこと。その結果としての移転住民が貧困化したこと
- ・外部モニタリング機関が必ずしも機能していなかったこと
- ・苦情処理委員会が機能していなかったこと。苦情処理委員会の存在が住民に知られていなかったり、住民が苦情処理委員会に申し立てをしづらかったりする状況があったこと。

16. Resettlement Action Plan (RAP) における補償額の設定について（要求）

RAP の中で採用される補償は、以前の生活水準を維持できるものであるという原則にのっとり、現在と同等の土地・家屋等の再取得が可能なものとすべきである。

この原則に鑑みれば、補償価格は当該資産の市場価格を踏まえたものであることが必要であり、現在の土地・家屋の価格が市場ではいかなるものなのかを判断するための調査が必要である。以上の考え方にもとづき、Detailed Measurement Survey の段階で、補償価格算定のために適切な市場価格調査を実施し、その結果を踏まえた補償価格とすべきであることを記載すること。家屋については、使用資材等に基づいた評価を行うこと。

17. 事業用地と住民の補償資格について

「建設予定地域(Construction Area)」と ROW(Right of Way)、「Corridor of Impact」との用語の違いについて記すこと。またカット・オフ・デートがいつ設定されるのか、カット・オフ・デート及び用地の境界の周知の必要性及びそれ以前に当該地域内に居住もしくは資産を有する住民の補償資格が保証されるべきことについて記すこと。

18. 補償レートの記載について（要求）

報告書内で使用されている補償レート（Table 7.5.3, 7.5.4 等）について、将来的には市場価格調査の結果を踏まえて改定されるべきものという注意書きを記載すること。

19. 移転代替地について（要求）

現時点で、金銭補償が前提とされているということであるが、（十分な）金銭補償があれば（移転代替地を準備しなくても）影響住民が、現在と同等の土地・家屋を入手できるかどうかを検討し、記載すること（例：土地・家屋などの市場が十分であるか否か等）。仮に移転代替地を準備した方がよいと思われる要因があるのであれば、それを提言すること。

20. 外部モニタリングの機能の強化について（要求）

外部モニタリングの TOR の中に、NGO・住民等と意見交換を行いつつ補償算定プロセスの確認を行うことを含めること。また、外部モニタリングの結果が情報公開されるべきことについて記述すること。

21. モニタリング項目の追加について（要求）

モニタリング項目において、最終的に採用された entitlement policy や

Resettlement Action Plan (RAP) が本 RAP 枠組みで記述されている各原則に即したものであるか、最終的に決定された補償レートが市場価格と乖離がないか、住民の合意取得が適切に行われたか、を追加すること。

22. ステークホルダーの人選について（要求）

ステークホルダーの人選について、village chief との相談に基づいて選んだのであれば、'random'、'neutral' という表現を削除すること。

23. 「結論・勧告」の記載について（要求）

7章において記述されている、HIV/AIDS、人身売買など多くの派生的・累積的な影響とその対策の必要性や、Resettlement Action Planの満たすべき条件等を10章の「結論・勧告」にも記載すること。

24. 本調査における環境社会調査と事業化に際して実施するEIAとの関連について（提案）

今後、本調査で行われている環境社会調査の結果及び提言を踏まえ、事業実施機関がカンボジア国内手続きに基づくEIAを準備していく予定であることを記載すること。

以上